

平成21年度 県内自治体病院(市町村立・一部事務組合立) 決算見込み

[平成22年9月現在]

本表は、平成21年度決算の見込みについて、各病院の平成22年9月現在における概算値を集計したものであるため、数値は今後変動することがある。

<県計> (単位:百万円、%)

区 分	20年度	21年度見込	増 減	増減率
総収益	85,556	87,222	1,666	2.0
医業収益	76,488	77,842	1,354	1.8
うち入院収益	49,098	49,681	583	1.2
うち外来収益	23,073	23,106	33	0.1
医業外収益	7,230	8,143	913	12.6
特別利益	1,838	1,238	600	32.6
総費用	88,611	89,160	549	0.6
医業費用	83,129	83,927	798	1.0
うち職員給与費	39,792	40,408	616	1.6
うち材料費	20,905	20,738	167	0.8
うち減価償却費	4,303	4,751	448	10.4
医業外費用	5,264	4,894	370	7.0
支払利息	2,771	2,555	216	7.8
特別損失	218	339	121	55.5
経常損益	4,675	2,836	1,839	39.3
経常利益	148	458	310	209.5
経常損失	4,824	3,294	1,530	31.7
純損益	3,055	1,938	1,117	36.6
純利益	787	940	153	19.4
純損失	3,842	2,878	964	25.1
累積欠損金	65,475	56,923	8,552	13.1
不良債務額	11,438	11,609	171	1.5
不良債務比率	14.9	14.9	0.0	
経常収支比率	94.7	96.8	2.1	
医業収支比率	92.0	92.8	0.7	
職員給与費比率	52.0	51.9	0.1	
材料費比率	27.3	26.6	0.7	
資金不足額(地財法)	17,013	15,579	1,434	8.4
資金不足比率	22.2	20.0	2.2	

(単位:百万円、%)

区 分	20年度	21年度見込	増 減	増減率
資本的収入	18,470	14,410	4,060	22.0
うち企業債	12,413	5,813	6,600	53.2
資本的支出	15,546	18,031	2,485	16.0
うち建設改良費	8,303	11,518	3,215	38.7
うち企業債償還金	6,883	6,359	524	7.6
資本的収支差引	2,925	3,621	6,546	223.8

経営状況等

区 分	19年度	20年度	21年度見込	増減(H21 - 20)
事業数	25	23	23	0
病院数	29	27	26	1
経常損失を生じた事業数	21	19	15	4
経常損失を生じた病院数	25	22	17	5
純損失を生じた事業数	17	16	14	2
純損失を生じた病院数	19	18	15	3
不良債務を有する事業数	17	14	14	0
資金不足(地財法)を有する事業数	17	15	15	0
資金不足比率10%以上の事業数	12	12	12	0

留意点

- 資金不足額・資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」に基づく資金不足額・資金不足比率とは算定が異なるものである。
- 20年度において、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために借入れした地方債(公立病院特例債)があるため、当該地方債の現在高を含む「資金不足額」は「不良債務額」よりも大きい数値となっている。

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の数値と内訳の数値の計は必ずしも一致しない。

平成21年度 県内自治体病院(市町村立・一部事務組合立) 決算見込み

(平成22年9月現在)

(単位:百万円、%)

区分	総収益		総費用		経常損益 B - D	純損益 A - C	累積欠損金		不良債務額		不良債務比率	
	A	うち 経常収益B	C	うち 経常費用D			20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
1 青 森 市	12,168	12,168	12,275	12,252	85	108	81	188	0	0	0.0	0.0
青 森 市 民 病 院	10,717	10,717	10,768	10,746	29	51	63	115	0	0	0.0	0.0
市 立 浪 岡 病 院	1,451	1,451	1,507	1,506	55	56	17	74	0	0	0.0	0.0
2 弘 前 市 立 病 院	4,187	4,187	4,253	4,243	56	66	937	1,003	254	185	7.3	5.0
3 八 戸 市 立 市 民 病 院	14,497	14,497	14,238	14,223	274	259	13,493	13,233	0	0	0.0	0.0
4 黒 石 病 院	4,434	4,434	4,503	4,487	53	69	5,568	5,637	572	490	12.6	11.4
5 西 北 中 央 病 院	6,784	6,773	6,955	6,954	181	171	1,710	1,881	337	457	5.4	7.0
6 十 和 田 市 立 中 央 病 院	6,596	6,136	8,114	8,085	1,949	1,518	3,136	4,654	718	1,547	14.3	27.8
7 市 立 三 沢 病 院	4,640	4,640	4,621	4,619	20	18	1,219	1,201	0	0	0.0	0.0
8 つ がる 市 立 成 人 病 セ ン タ ー	1,981	1,981	1,917	1,913	68	64	201	138	119	27	6.9	1.4
9 平 内 中 央 病 院	1,214	1,214	1,216	1,216	2	2	2,462	2,464	174	110	16.1	10.8
10 外 ケ 浜 中 央 病 院	1,063	1,063	1,063	1,063	0	0	45	45	0	0	0.0	0.0
11 鱒 ケ 沢 町 立 中 央 病 院	1,559	1,559	1,632	1,632	73	74	1,077	1,151	221	240	15.5	16.6
12 町 立 大 鱒 病 院	855	831	849	849	18	6	1,073	1,067	140	122	18.9	16.3
13 板 柳 中 央 病 院	910	879	925	925	46	15	2,892	2,907	468	388	63.2	52.0
14 鶴 田 町 立 中 央 病 院	1,273	1,262	1,262	1,257	5	12	1,678	1,666	749	682	61.7	63.7
15 六 戸 町 国 保 病 院	547	547	552	552	5	5	418	423	0	0	0.0	0.0
16 お い ら せ 病 院	918	918	902	902	16	16	0	0	0	0	0.0	0.0
17 三 戸 中 央 病 院	1,818	1,739	1,734	1,733	6	84	2,449	2,365	87	99	5.7	6.1
18 五 戸 総 合 病 院	2,751	2,751	2,880	2,873	122	129	3,924	4,053	0	0	0.0	0.0
19 名 川 病 院	1,025	1,025	965	965	60	60	0	0	0	0	0.0	0.0
20 公 立 七 戸 病 院	1,985	1,985	2,104	2,102	116	118	1,106	1,225	0	0	0.0	0.0
21 公 立 金 木 病 院	1,646	1,488	1,907	1,743	255	261	2,613	2,874	1,353	1,451	96.4	101.1
22 下 北 医 療 セ ン タ ー	11,996	11,540	11,575	11,531	9	421	16,270	5,283	5,975	5,226	57.9	53.0
む つ 総 合 病 院 (各 診 療 所 を 含 む)	10,841	10,455	10,546	10,524	69	296	14,897	4,860	5,634	5,024	59.1	55.9
む つ 総 合 病 院	9,130	9,130	9,233	9,227	97	103	7,482	0	0	0	0.0	0.0
各 診 療 所	1,711	1,324	1,313	1,297	28	398	7,416	4,860	5,664	5,188	494.7	836.1
大 間 病 院	1,102	1,033	1,008	990	44	94	1,313	423	337	243	43.0	27.8
む つ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	52	52	21	18	34	31	59	0	4	0	184,300.0	0.0
23 公 立 野 辺 地 病 院	2,375	2,369	2,716	2,702	334	341	3,123	3,464	269	585	11.3	26.6
県 合 計	87,222	85,984	89,160	88,821	2,836	1,938	65,475	56,923	11,438	11,609	14.9	14.9

- (注) 1. 一部事務組合下北医療センターが経営する各診療所については、集計上むつ総合病院の附属診療所として取り扱っている。
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各病院の数値の計と県合計は必ずしも一致しない。
 3. H21年度から診療所となった川内病院の20年度数値は下北医療センターの各診療所に含めている。
 4. むつりハビリテーション病院の平成20年度不良債務比率が非常に高い値となっているのは、指定管理者制(利用料金制)により、料金収入が直接指定管理者の収入となったことから、不良債務比率の計算上、分母の医業収益が極端に低い数値となったためである。

平成21年度 県内自治体病院(市町村立・一部事務組合立)不良債務等の見込み

(平成22年9月現在)

(単位:百万円、%)

区分	不良債務額		不良債務比率		資金不足額(地財法)		資金不足比率(地財法)		公立病院特例債 現在高
	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	
1 青森市	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
青森市民病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
浪岡病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
2 弘前市立病院	254	185	7.3	5.0	576	507	16.6	13.6	322
3 八戸市立市民病院	0	0	0.0	0.0	1,139	63	9.6	0.5	1,191
4 黒石病院	572	490	12.6	11.4	1,572	1,347	34.7	31.3	857
5 西北中央病院	337	457	5.4	7.0	337	457	5.4	7.0	0
6 十和田市立中央病院	718	1,547	14.3	27.8	2,101	2,737	41.9	49.2	1,189
7 市立三沢病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
8 つがる市立成人病センター	119	27	6.9	1.4	119	27	6.9	1.4	0
9 平内中央病院	174	110	16.1	10.8	174	110	16.1	10.8	0
10 外ヶ浜中央病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
11 鱒ヶ沢町立中央病院	221	240	15.5	16.6	571	590	40.1	40.8	349
12 町立大鰐病院	140	122	18.9	16.3	313	270	42.1	36.1	148
13 板柳中央病院	468	388	63.2	52.0	691	580	93.3	77.7	192
14 鶴田町立中央病院	749	682	61.7	63.7	749	682	61.7	63.7	0
15 六戸町国保病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
16 おいらせ病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
17 三戸中央病院	87	99	5.7	6.1	1,074	948	70.3	58.7	849
18 五戸総合病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
19 名川病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
20 公立七戸病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
21 公立金木病院	1,353	1,451	96.4	101.1	1,353	1,451	96.4	101.1	0
22 下北医療センター	5,975	5,226	57.9	53.0	5,975	5,226	57.9	53.0	0
むつ総合病院 (各診療所を含む)	5,634	5,024	59.1	55.9	5,634	5,024	59.1	55.9	0
むつ総合病院	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0
各診療所等	5,664	5,188	494.7	836.1	5,664	5,188	494.7	836.1	0
大間病院	337	243	43.0	27.8	337	243	43.0	27.8	0
むつりハビリテーション病院	4	0	184,300.0	0.0	4	0	184,300.0	0.0	0
23 公立野辺地病院	269	585	11.3	26.6	269	585	11.3	26.6	0
県合計	11,438	11,609	14.9	14.9	17,013	15,579	22.2	20.0	5,097

- (注) 1. 一部事務組合下北医療センターが経営する各診療所については、集計上むつ総合病院の附属診療所として取り扱っている。
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各病院の数値の計と県合計は必ずしも一致しない。
 3. H21年度から診療所となった川内病院の20年度数値は下北医療センターの各診療所に含めている。
 4. むつりハビリテーション病院の平成20年度不良債務比率が非常に高い値となっているのは、指定管理者制(利用料金制)により、料金収入が直接指定管理者の収入となったことから、不良債務比率の計算上、分母の医業収益が極端に低い数値となったためである。
 5. H20年度において、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債(公立病院特例債)があり、資金不足額(地財法)は当該地方債の現在高を含むため、不良債務額に公立病院特例債現在高を加えたものが資金不足額(地財法)となっている。
 なお、八戸市立市民病院は不良債務がなく内部留保資金があるため、公立病院特例債現在高から内部留保資金を差し引いたものが資金不足額(地財法)となっている。